

令和8年度デジタルオウンドメディア強化業務
質問に対する回答

『県政デジタル広報誌』の3月分の発行に関しましてもデジタル広報を行う認識になりますでしょうか？

→県政デジタル広報誌3月分については発行日が契約期間外となるため行わない。

※広告実施月

県民だより:6月～3月(計10回)

県政デジタル広報誌:6月、8月、10月、12月、2月(計5回)